

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 2月28日
契約業者名	矢木コーポレーション(株)
契約業者の住所	長野県長野市真島町川合2036
工事の名称	R5長野国道管内交通安全対策(その2)工事
工事場所	長野国道事務所管内
工事種別	維持修繕工事
工事概要	数量変更の他、以下について変更した。 【増工】 ・標識工の小型標識工 ・道路附属施設工の距離標補修工 ・安全対策工の運搬処理工 ・防護柵工の防護柵工 ・応急処理工の応急処理工 【減工】 ・安全対策工の縁石工 ・構造物撤去工の縁石撤去工 増工に伴い、工期を14日間延伸し、令和7年3月14日までとする
工期(自)	令和 6年 7月17日
工期(至)	令和 7年 3月14日
変更前の契約金額	113,300,000円(税込み)
変更金額	+ 5,390,000円(税込み)
変更後の契約金額	118,690,000円(税込み)

変更理由

1. 標識工
警察との協議の結果、中部横断自動車道に新設する案内標識の施工が夜間作業に変更になったことから数量精査（増）を行う。
また、新たに整備したトンネル設備に対する案内標識の設置が必要となったことから小型標識工を追加する。
2. 道路付属施設工
現地調査の結果、距離標の補修が必要となったため、距離標補修工を追加する。
3. 区画線工
施工前現地調査の結果、数量の変更が生じたため、区画線工の数量精査（減）を行う。
4. 安全対策工
通学路等における交通安全対策施設の設置要望があり対策が必要となったことから、舗装工・小型標識工・区画線工の数量精査（増）を行う。
また、交通安全対策内容の見直しを行ったことにより、縁石工を減工し、運搬処理工を追加する。
5. 防護柵工
通学路等における交通安全対策施設の設置要望があった箇所について、対策内容の見直しにより路側防護柵工の数量精査を行う。
また、交通安全対策内容の見直しを行ったことにより、防護柵工を追加する。
6. 応急処理工
警察との協議の結果、中部横断自動車道の標識の設置等の作業については、自動車専用道路での規制作業となるため、事前の予告や啓発案内を行うことを求められたことから、応急処理工を追加する。
7. 構造物撤去工
交通安全対策内容の見直しを行ったことにより、縁石撤去工を減工する。
8. 仮設工
現地調査の結果、交通誘導員の数量に変更が生じたことから交通管理工の数量精査（増）を行う。
9. 工期
上記の増工に伴い、工期を14日間延伸するものとし、令和7年3月14日までとする。